

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景

我が国は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界有数の長寿国となり、また高い保健医療水準を達成してきました。

しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長、国民生活や意識の変化等医療を取り巻く様々な環境が変化してきており、国民皆保険を堅持し続けていくためには、県民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、医療費が過度に増大しないようにしていくことが必要です。

このための仕組みとして、平成18年の医療制度改革において、医療費適正化計画に関する制度が創設され、都道府県は、5年を1期とする医療費適正化計画を策定することとされました。

この医療費適正化計画においては、県民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進に関する目標を定めることとされており、本県では、平成20年3月に、平成20年度から平成24年度までを第1期計画期間とする「愛媛県医療費適正化計画」を策定し、これらの目標の達成を通じて、結果として医療費の伸びの抑制が図られることを目指して取組を進めてきました。

平成24年度が第1期計画期間の最終年度であるため、平成25年度からの5年を計画期間とする第2期計画を策定する必要があることから、改訂された国の「医療費適正化に関する施策の基本方針」やこれまでの取組状況を踏まえ、第2期の愛媛県医療費適正化計画を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第9条に基づく医療費適正化計画です。

また、「愛媛県地域保健医療計画」、「愛媛県健康増進計画」、「愛媛県高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画」と整合性を図り、これらの計画とともに、医療制度改革を総合的に推進するものです。

3 計画期間

計画期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とします。